

でんさいサービス(でんさいネット)のご利用の際の留意事項について

お客様各位

株式会社 福岡銀行

【特に重要な事項】をご確認のうえ、「でんさいサービス利用申込書」の「ご確認欄」に記名・捺印をお願い致します。

＜ご説明に使用する用語＞

窓口金融機関	お客様との間で利用契約を締結し、お客様からの記録請求等の窓口となる金融機関のことです。
参加金融機関	全国の銀行、信用金庫、信用組合、農協系金融機関等、でんさいのサービスを提供できる金融機関のことです。
でんさい	でんさいネットが取扱う電子記録債権のことです。
支払不能	支払期日に口座間送金決済ができなかった状態のことです。
口座間送金決済	債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし、送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法のことです。
電子記録保証人	でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客様のことで、通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。
特別求償権	電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことです。

【特に重要な事項】(1/2)

利用者番号

- ▶1法人(個人事業主である場合には1人)につき1つの利用者番号(9桁の英数字)がでんさいネットから付与されます。
- ▶複数の窓口金融機関を利用する場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。

＜参考＞利用者番号の確認方法

サービス開始時にお渡しする「でんさいサービス利用開始のお知らせ」の別添資料「利用者番号の確認方法」に記載しております。

＜参考＞複数の窓口金融機関をご利用する場合

法人のお客様が本社と支社で異なる窓口金融機関をご利用になる場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。

＜注意＞既に利用者番号をお持ちのお客様が、別の参加金融機関に利用申込をされる場合

既に取得済みの利用者番号をお申し出ください。誤って2つの利用者番号が付与され、後日、その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号(既に取得済みの利用者番号)に名寄せをさせていただきます。

でんさいの発生(手形の振出に相当)

- ▶でんさいを発生させる際の債権金額は、1万円以上100億円未満です。なお、債権金額は、1円単位で設定いただけます。
- ▶でんさいの支払期日(手形のサイト)は、電子記録年月日(でんさいの発生日)から起算して7銀行営業日経過した日以降で10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。

でんさいの譲渡(手形の裏書に相当)

- ▶でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証していただく取扱いになります(手形の裏書に相当)。

＜注意＞債権者利用のお客様のでんさい譲渡

債権者利用(でんさいの債務者とはならない契約)のお客様であっても、でんさいを譲渡する場合は、当該でんさいを保証する取扱いとなります。

＜重要＞でんさいの支払不能時の支払義務

債務者(支払企業)がでんさいを支払えず、支払不能となった場合、当該でんさいを譲渡したお客様は、当該でんさいの債権者(「ご自身が譲渡した譲受人」および「以降の全ての譲受人」)に対して、支払義務を負うこととなります。

でんさいの発生、譲渡等の取消

- ▶でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して5銀行営業日の間は、発生、譲渡等の記録請求をしたお客様の相手方が単独で取り消すことができます(詳しくは、別紙1「でんさいの発生、譲渡の取消」をご確認ください)。

＜参考＞

取消可能な期間が経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。

【特に重要な事項】(2/2)

でんさいの記録内容の変更

▶利害関係者全員のご承諾が無いと、でんさいの記録内容を変更することはできません。

《注意》

でんさいの譲渡等が行われ、利害関係者が3名以上となった場合、でんさいの記録内容の変更が非常に困難になることがあります。でんさいの発生・譲渡等の記録請求にあたっては、内容をよくご確認のうえ、行ってください。

記録請求の制限期間

▶でんさいの支払期日が近づくと、支払準備のため、記録請求が制限されます。

《重要》

例えば、譲渡や分割譲渡の記録請求は、対象となるでんさいの支払期日の7銀行営業日前までに行う必要があります。詳しくは、別紙2「支払期日前後の記録の制限」でご確認ください。

でんさいの決済(支払い)＜口座間送金決済＞

▶でんさいの決済(支払い)は、「口座間送金決済」により行います。でんさい決済口座へのご入金、支払期日の前銀行営業日迄にお願いします。やむをえず支払期日当日(支払期日が休日の場合は、翌銀行営業日)になる場合は、14時30分までにご入金ください。

▶でんさいの決済資金の引落としは1明細で行います(同日に複数明細のでんさいの決済がある場合でも、その合計額で引落としを行います)。なお、通帳の摘要欄の表示は「でんさい」となります。

▶支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客様には支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。(債務者(兼債権者)利用を契約されたお客様におかれましては、別紙3「支払不能処分制度」を必ずご確認ください。)

▶債務者に支払不能が発生した場合、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含むく以下同じ)は、債権者に対して、支払義務を負います。

▶電子記録保証人が債務者に代わって支払をし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。

支払不能処分制度(手形の不渡処分制度に相当)

▶支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、当該債務者のお客様には、原則として支払不能処分が科されます。

《重要》支払不能処分の主な内容

- でんさいの債務者に1回目の支払不能があった場合、この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。
- 1回目の支払不能となったでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。この情報はすべての参加金融機関に対して通知されます。
- 「取引停止処分」が適用された債務者には、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科せられます。

《参考》

- ・同日に複数のでんさいが支払不能となった場合、支払不能回数は1回とカウントされます。
- ・手形交換所の不渡処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はされません。

異議申立の手續

▶契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合に口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申立をすることにより、支払不能処分を猶予してもらうことができます。

▶ただし、債務者のお客様が異議申立をする場合には、①「支払期日の前銀行営業日までに窓口金融機関(でんさいの決済口座の口座開設店く以下同じ)にその旨の申し出をしていただき」、②「支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を窓口金融機関にお預けいただく」ことが必要です。

《参考》

異議申立預託金は、異議申立の手續が終了したときに返還します。

記録事項の開示

▶「記録事項」の開示請求ができる者は、当該でんさいの利害関係者(債務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含む。))とその窓口金融機関です。

【その他の留意事項】

お取扱い開始日

▶約1週間後①「でんさいサービス利用開始のお知らせ」②「でんさいサービス初回設定操作について(マスターユーザ用)」③「利用者番号の確認方法」をお渡しします。①②③を受領後、でんさいサービスが利用可能となります。

《注意》

ビジネスバンキングWebを既に契約されているお客様	ビジネスバンキングWebの画面上に「でんさいサービス」のアイコンが表示されても、上記①②③を受領されるまではでんさいサービスのご利用はお控えください。
ビジネスバンキングWebを同時に契約されるお客様	でんさいサービスのご利用には、上記①②③を受領のほか、10日前後でお客様の銀行届出住所にお届けします。「仮ログインパスワード記載のダイレクトメール」によるビジネスバンキングWebのログインIDの取得が必要です。

利用料

▶当行におけるでんさいサービスの利用料の概要は、次のとおりとなります。

▶でんさいサービスのサービス基本料金は無料です。

※ビジネスバンキングWebの月額基本手数料が別途課金されます。

利用区分	取引利用料(記録請求1件あたり)	
	当行・熊本銀行・親和銀行あて	他行あて
債務者(兼債権者)利用	発生記録請求(300円(税別)) 譲渡記録請求(300円(税別))	発生記録請求(600円(税別)) 譲渡記録請求(600円(税別))
債権者利用	譲渡記録請求(300円(税別)) ※発生記録「債権者請求方式」(利用にあたっては別途申込が必要)により、債権者側からでんさいを発生させた場合、債権者側に発生記録請求にかかる取引利用料が課金されます。	譲渡記録請求(600円(税別))

詳しくは営業店にお問い合わせいただくか、当行のホームページ、パンフレットでご確認ください。

《参考》全銀電子債権ネットワーク社(でんさいネット)からお客様に対し、直接、手数料等の費用を請求することは原則としてありません。

サービスの提供時間(営業日・営業時間)

▶当行におけるサービスの提供時間は、次のとおりです。但し、毎月第2土曜日、12/31～1/3、5/3～5/5はシステムメンテナンスのためご利用できません。

サービスの提供時間	ご利用内容
8:00～15:00	当日扱いおよび翌日扱い以降の記録請求を含むすべての取引
15:00～21:00	翌日扱い以降の記録請求および記録請求以外の取引

詳しくは営業店にお問い合わせいただくか、当行のホームページ、パンフレットでご確認ください。

でんさいの分割譲渡

▶でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます(例:1,000万円のでんさいのうち、800万円を分割譲渡し、残りの200万円のでんさいを自分の債権として保有)。なお、譲渡せずに分割のみを行うことはできません。

でんさいの決済(入金)

▶債権者口座への入金、支払期日当日に行われます。ただし、入金時間は、債務者(支払企業)の資金準備状況などによって異なります。債権者が入金状況を確認したい場合には、債権者口座の窓口金融機関にお問い合わせください。

でんさいの決済(口座間送金決済以外の方法で決済された場合)

▶口座間送金決済以外の方法で決済された場合には、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録を行ってください。

《注意》支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。

口座間送金決済の中止(債権者の同意がない場合)

▶債務者のお客様は、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関(当行)を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。(詳しくは、「異議申立の手続」をご参照ください。)

他の記録機関との関係(記録機関変更記録)

▶でんさいネットと提携した他の電子債権記録機関の電子記録債権を、特定記録機関変更記録によりでんさいネットに移動することで、でんさいネットでお取り扱いすることができます。なお、でんさいネットのでんさいは、他の電子債権記録機関に移動することはできません。

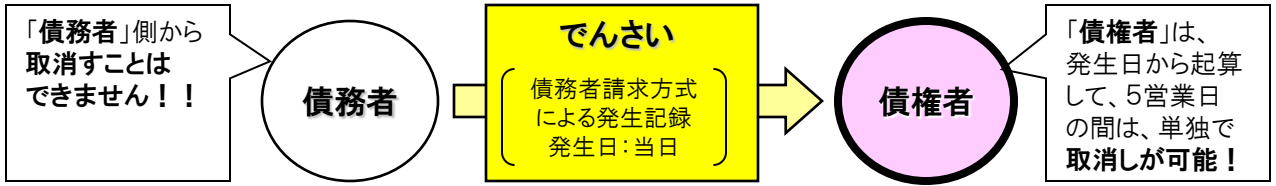
発生記録[債権者請求方式]、指定許可機能

▶当行では、「発生記録[債権者請求方式]」および「指定許可機能」のご利用にあたっては、別途お申込み手続きが必要となります。

でんさいの発生、譲渡等の取消

□ 発生記録「債務者請求方式」のでんさいの取消

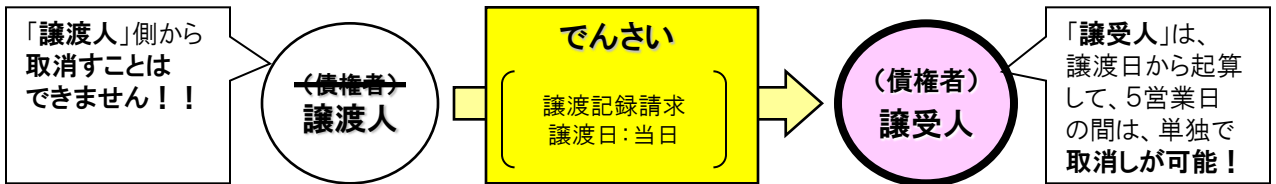
発生記録請求を行った当日をでんさいの「発生日」とする場合
⇒当該発生を取消することができるのは、「債権者」です。



《参考》発生記録請求の翌日以降をでんさいの「発生日」とする場合(予約扱いの場合)
⇒予約請求の間(発生日の前日まで)は、債務者も当該発生を取消することができます。

□ 譲渡記録のでんさいの取消

譲渡記録請求を行った当日をでんさいの「譲渡日」とする場合
⇒当該発生を取消することができるのは、「譲受人(債権者の債権者)」です。



《参考》譲渡記録請求の翌日以降をでんさいの「譲渡日」とする場合(予約扱いの場合)
⇒予約請求の間(譲渡日の前日まで)は譲渡人も当該発生を取消することができます。

《注意》分割譲渡記録にかかる注意事項

⇒一つのでんさいを分割して譲渡する場合、当該分割譲渡記録が取消された場合、譲渡記録は取消されますが、分割記録は取消されません。
(譲渡は取消されますが、でんさいは二つに分割されたままとなります。ただし、予約請求の場合は、譲受人から分割譲渡の予約取消がなされ、分割記録のみの予約状態となった場合に、予約請求の間(分割譲渡日の前日まで)に、譲渡人において分割記録の予約取消が可能です。)

※発生記録「債権者請求方式」のご利用にあたっては、別途のお申込みが必要となります。

□ 発生記録「債権者請求方式」のでんさいの取消

発生日	取消権者	取消方法
当日	債務者	<ul style="list-style-type: none"> ▶発生日から起算して5営業日の間に、債務者が当該でんさいを否認する。 ▶発生日から5営業日の間に、債務者が承諾も否認もせず、当該でんさいを「みなし否認」とする。

《参考》発生記録請求の翌日以降をでんさいの「発生日」とする場合(予約扱いの場合)
⇒予約請求の間(発生日の前日まで)は、債権者も当該発生を取消することができます。
(ただし、予約請求中のでんさいを債務者が承諾・否認した場合を除きます。)

支払期日前後の記録の制限

支払期日を基準とした 記録請求日 (でんさいネット必着日)								決済情報提供日	口座間送金決済実施日			支払等記録日
	7銀行営業日前以前	6銀行営業日前	5銀行営業日前	4銀行営業日前	3銀行営業日前	2銀行営業日前	1銀行営業日前	支払期日	1銀行営業日後	2銀行営業日後	3銀行営業日後以降	
各種記録請求と制限 (○:記録請求可能) (△:条件付で記録請求可能) (ー:記録請求不可)												
1. 発生記録請求 (請求者:債務者、債権者)	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
2. 譲渡記録請求 (請求者:債権者)	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	△ (注5)
3. 分割記録請求 (請求者:債権者)	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
4. 保証記録請求(単独保証) (請求者:債権者)	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	△ (注5)
5. 支払等記録請求 (請求者:債権者) (口座間送金決済以外の方法で決済した場合) (注1) (請求者:支払者)	○	○	○	○	○	ー	ー	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○	○
	○ (注7)	ー	ー	ー	ー	ー	ー	△ (注6)	△ (注6)	△ (注6)	○	○
6. 変更記録請求												
(1) 住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合 (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△ (注8)
(2)債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合(注3)												
① 利害関係者が債務者と債権者しかいない状態(譲渡や保証が行われる前)	A オンラインで承諾を得る方法 (注4) (請求者:債務者、債権者)	○	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	B 書面で承諾を得る方法 (請求者:債務者、債権者)	○	○	○	○	○ (注9)	ー	ー	ー	ー	ー	ー
② 利害関係者が3名以上いる状態(譲渡や保証が行われた後) (請求者:債務者、債権者、保証人(注2))	○	○	○	○	○ (注9)	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー

(注1)口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。

(注2)「単独保証」をした保証人のほか、譲渡に伴する「譲渡保証」をした保証人(譲渡人)を含む。

(注3)「ー」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。

(注4)オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」「支払期日」「譲渡先制限の有無」「発生記録の取消」の4項目のみ。

(注5)支払等記録が行われていない場合であって、かつ債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。

(注6)債務者の窓口金融機関(仕向金融機関)からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可(ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3銀行営業日後)。

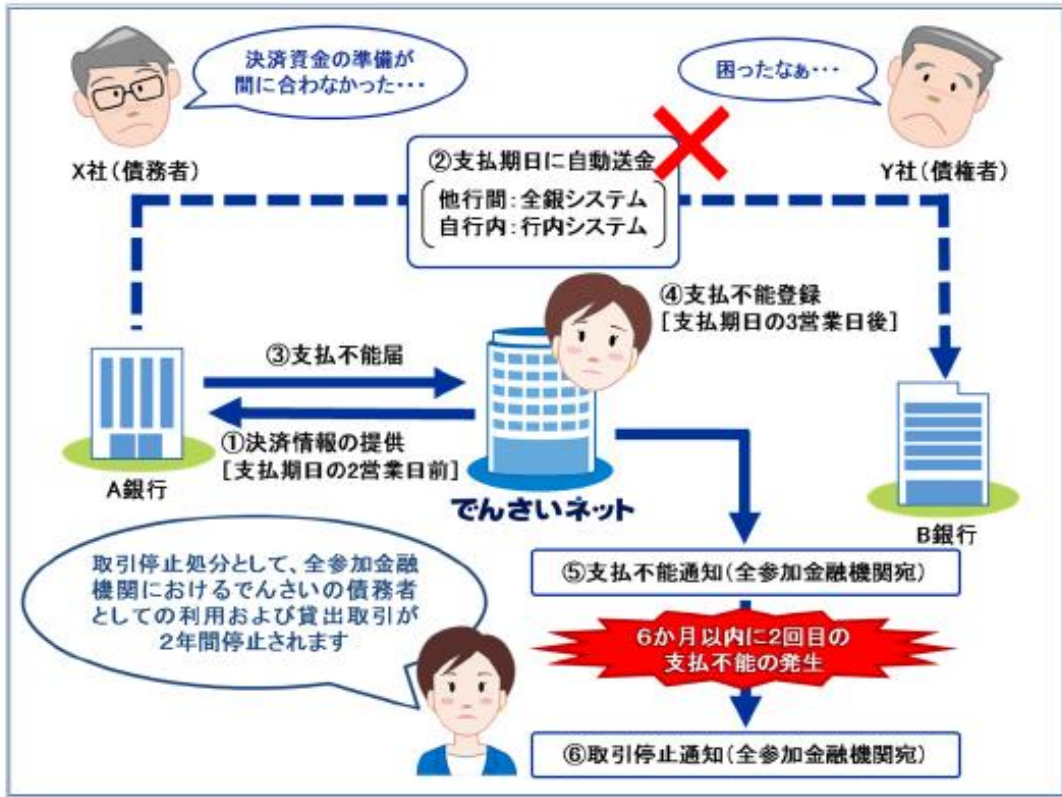
(注7)支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。

(注8)債権金額全額について、債務者を支払等とした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。

(注9)書面での手続きとなりますので、詳しくは営業店にお問い合わせください。

でんさいの支払不能処分制度

でんさいネットでは、利用者の皆さまに安心してでんさいをご利用いただくため、支払不能処分制度を設けております。



<支払不能処分制度概要>

◇支払不能通知

支払期日にでんさいの支払いがされない場合、第0号支払不能事由である場合を除いて、当該でんさいの債務者に支払不能が生じた旨およびその事由が、支払不能通知として全参加金融機関へ通知されます。

※支払不能事由・概要

支払不能事由	概要
第0号支払不能事由	債務者の信用に関しない事由(債権者同意による支払猶予等) 支払不能処分を科すことが不適切な事由(破産手続開始決定等)
第1号支払不能事由	債務者の信用に関する事由(資金不足、債務者口座なし等)
第2号支払不能事由	第0号・第1号以外の事由(契約不履行、不正作出等)

◇取引停止処分

第1号支払不能事由および第2号支払不能事由(異議申立が受理された場合を除く)による支払不能が、6か月以内に2回発生した場合は、取引停止通知が全参加金融機関に通知され、取引停止処分が科されます。

取引停止処分が科された利用者は、2回目に支払不能となったでんさいの支払期日から起算して2年間、全参加金融機関におけるでんさいの債務者としての利用および貸出取引が停止されます。

◇異議申立

第2号支払不能事由となるでんさいの債務者は、支払期日までの日時であって、かつ、窓口金融機関が定める日時までに、でんさいの債権金額と同額の金額を異議申立預託金として預け入れることで、取引停止処分の猶予を求める異議申立をすることができます。

なお、異議申立が受理された場合、支払期日に支払いされないことによる支払不能通知の対象とはなりません。

※異議申立預託金に関する特例

第2号支払不能事由が、でんさいの不正作出(なりすましや不正アクセスによる電子記録)である場合は、異議申立預託金の預け入れの免除を申請することができます。なお、当該申請はでんさい事故調査会により認められた場合に適用されます。

◇でんさい事故調査会

でんさいの不正作出等、利用者の申立に対して第三者の公平な判断が必要とされる場合に、専門的知識を有する者(主に社外有識者)が公正・中立的な立場から、不正作出の原因等について調査を行う枠組みです。

<注意点>

- 本制度は利用者単位で適用されますので、同一の利用者が異なる金融機関で発生させたでんさいについて、6か月以内に通算2回の支払不能が発生した場合においても取引停止処分が適用されます。
- 同一の利用者において、同日の支払期日である複数のでんさいが支払不能となった場合は、支払不能回数は1回としてカウントされます。
- 本制度は、手形における取引停止処分制度とは異なる制度となりますので、手形不渡とは通算されません。